

平成28年度 第1回
熊本県私立学校審議会
会議資料

日時：平成28年8月30日（火）午後3時30分～
場所：熊本県庁本館13階 展望会議室

資 料 目 次

公開議事

【諮問事項】

- ① 「熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類」の改正について 1

「熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類」の改正について

1 告示の名称

熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類

2 告示の概要

私立学校法第 26 条第 1 項に基づき、学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができるが、同条第 2 項により所轄庁が、その事業の種類を公告しなければならないとされており、この規定に基づく告示。

3 改正の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 45 号）が、平成 28 年 6 月 23 日に施行されたこと等に伴い、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業に係る規定の整備を行うとともに、併せて平成 25 年総務省告示第 405 号により改正された日本標準産業分類によることとし、所要の規定を整備するもの。

新旧対照表

現行	改正案
<p>熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類</p>	<p>熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類</p>
<p>第1条 私立学校法第26条第1項の規定により熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げられるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 経営が投機的に行われるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項及び第3項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの</p> <p>(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの</p> <p>(5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの</p> <p>(6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの</p>	<p>第1条 私立学校法第26条第1項の規定により熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げられるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) 経営が投機的に行われるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項、第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの</p> <p>(4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの</p> <p>(5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの</p> <p>(6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの</p>

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定めるものうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- (11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊技場」に関するものを除く。)
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるものうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- (11) 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業(「遊技場」に関するものを除く。)
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉

<p>(17) 複合サービス事業 (18) サービス業(他に分類されないもの)</p>	<p>(17) 複合サービス事業 (18) サービス業(他に分類されないもの)</p>
<p>第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。</p>	<p>第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。</p>

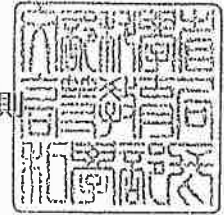
A series of horizontal dashed lines for writing.



28文科高第391号
平成28年7月11日

各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
村 田 善 則



(印影印刷)

文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業
の種類を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）の一部を改正する告示（平成28年文部科学省告示第96号）が平成28年6月23日に公示され、同日から施行されました。

今回の改正の趣旨は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）が平成28年6月23日に施行されたこと等に伴い、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業に該当しない事業に係る規定等の整備を行うものです。

各都道府県におかれましても、私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定に基づき定める収益事業の種類について、必要に応じ見直しを図るなど、適切にお取り計らいください。

- 別添1 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示（平成28年文部科学省告示第96号）（告示）
- 別添2 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）（新旧対照表）
- 別添3 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号）（告示）
- 別添4 平成28年6月23日（木曜日）官報本紙第6802号より抜粋（官報）

【本件担当】

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係
電話 03-5253-4111（内線2532）

○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日

文部科学大臣 馳 浩

第一条第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第十二項」に改める。

第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百十一号）
 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>第一条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの</p> <p>三 六 （略）</p> <p>第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>第三条 （略）</p>

- 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件
(平成20年文部科学省告示第141号)

[改正沿革] 平成12年告示181号, 平成20年告示141号, 平成28年告示96号

※下線部分は改正部分

第1条 私立学校法第二十六条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項、第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- 十一 不動産業(「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。)、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業(「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

○文部科学省告示第九十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第一条の規定に基づき、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件（平成二十年文部科学省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年六月二十三日

文部科学大臣 馳 浩

第一条第二号中「及び第三項」を、「第三項及び第十二項」に改める。
第二条中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

A series of horizontal dashed lines for writing.

日本標準産業分類第13回改定分類項目新旧対照表

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
大分類 A-農業, 林業	大分類 A-農業, 林業	
大分類 B-漁業	大分類 B-漁業	
大分類 C-鉱業, 採石業, 砂利採取業	大分類 C-鉱業, 採石業, 砂利採取業	
大分類 D-建設業	大分類 D-建設業	
大分類 E-製造業	大分類 E-製造業	
09 食料品製造業	09 食料品製造業	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
11 繊維工業	11 繊維工業	
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
120 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (12 木材・木製品製造業)	120 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (12 木材・木製品製造業)	
121 製材業, 木製品製造業	121 製材業, 木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 木材チップ製造業	1214 木材チップ製造業	項目移動 (新1228へ)
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
1228 <u>床板製造業</u>		項目移動 (旧1213から)
123 木製容器製造業(竹, とうを含む)	123 木製容器製造業(竹, とうを含む)	
~	~	

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
129 その他の木製品製造業(竹,とうを含む)	129 その他の木製品製造業(竹,とうを含む)	
13 家具・装備品製造業	13 家具・装備品製造業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
15 印刷・同関連業	15 印刷・同関連業	
16 化学工業	16 化学工業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
22 鉄鋼業	22 鉄鋼業	
23 非鉄金属製造業	23 非鉄金属製造業	
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
240 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (24 金属製品製造業)	240 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (24 金属製品製造業)	
241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	
243 暖房・調理等装置, 配管工事用附属品製造業	243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	名称変更
～	～	
249 その他の金属製品製造業	249 その他の金属製品製造業	
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	
26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	
27 業務用機械器具製造業	27 業務用機械器具製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	32 その他の製造業	
大分類Dー電気・ガス・熱供給・水道業	大分類Dー電気・ガス・熱供給・水道業	

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
大分類 Gー情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 390 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (39 情報サービス業) ~ 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業 <u>3923 市場調査・世論調査・社会調査業</u> 3929 その他の情報処理・提供サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	大分類 Gー情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 390 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (39 情報サービス業) ~ 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業 3929 その他の情報処理・提供サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	新設 (旧3929から)
大分類 Hー運輸業, 郵便業	大分類 Hー運輸業, 郵便業	
大分類 Iー卸売業, 小売業	大分類 Iー卸売業, 小売業	
大分類 Jー金融業, 保険業	大分類 Jー金融業, 保険業	
62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸企業, クレジットカード業等非預金 信用機関 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 650 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (65 金融商品取引業, 商品先物取引業) ~	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸企業, クレジットカード業等非預金 信用機関 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 650 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (65 金融商品取引業, 商品先物取引業) ~	
652 商品先物取引業, 商品投資顧問業 <u>6521 商品先物取引業</u> 6522 商品投資顧問業 6529 その他の商品先物取引業, 商品 投資顧問業	652 商品先物取引業, 商品投資業 6521 国内市場商品先物取引業 6522 商品投資業 6529 その他の商品先物取引業, 商品投資業	名称変更 内容変更 (旧6521,6529から) 名称変更 内容変更
66 補助的金融業等	66 補助的金融業等	

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	
670 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (67 保険業)	670 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (67 保険業)	
～	～	
673 共済事業_少額短期保険業	673 共済事業_少額短期保険業	名称変更
674 保険媒介代理業	674 保険媒介代理業	
675 保険サービス業	675 保険サービス業	
大分類 K-不動産業, 物品賃貸業	大分類 K-不動産業, 物品賃貸業	
大分類 L-学術研究, 専門・技術サービス業	大分類 L-学術研究, 専門・技術サービス業	
大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業	大分類 M-宿泊業, 飲食サービス業	
75 宿泊業	75 宿泊業	
76 飲食店	76 飲食店	
760 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (76 飲食店)	760 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (76 飲食店)	
～	～	
769 その他の飲食店	769 その他の飲食店	
7691 ハンバーガー店	7691 ハンバーガー店	
7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
7699 他に分類されない飲食店	7699 他に分類されない <u>その他の</u> 飲食店	名称変更
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
大分類 N-生活関連サービス業, 娯楽業	大分類 N-生活関連サービス業, 娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	
780 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (78 洗濯・理容・美容・浴場業)	780 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (78 洗濯・理容・美容・浴場業)	
～	～	
789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
7891 洗張・染物業	7891 洗張・染物業	
7892 エステティック業	7892 エステティック業	
<u>7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)</u>		新設 (旧7899から)
<u>7894 ネイルサービス業</u>		新設 (旧7899から)
7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
79 その他の生活関連サービス業 790 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (79 その他の生活関連サービス業) ~ 799 他に分類されない生活関連サービス業 7991 食品賃加工業 7992 結婚相談業, 結婚式場紹介業 7993 <u>写真プリント, 現像・焼付業</u> 7999 他に分類されないその他の生活 関連サービス業	79 その他の生活関連サービス業 790 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (79 その他の生活関連サービス業) ~ 799 他に分類されない生活関連サービス業 7991 食品賃加工業 7992 結婚相談業, 結婚式場紹介業 7993 写真現像・焼付業 7999 他に分類されないその他の生活 関連サービス業	名称変更
80 娯楽業 大分類 Oー教育, 学習支援業 81 学校教育 810 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (81 学校教育) ~	80 娯楽業 大分類 Oー教育, 学習支援業 81 学校教育 810 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (81 学校教育) ~	
819 幼保連携型認定こども園 8191 幼保連携型認定こども園		新設 新設
82 その他の教育, 学習支援業 大分類 Pー医療, 福祉 大分類 Qー複合サービス事業 大分類 Rーサービス業(他に分類されないもの)	82 その他の教育, 学習支援業 大分類 Pー医療, 福祉 大分類 Qー複合サービス事業 大分類 Rーサービス業(他に分類されないもの)	
88 廃棄物処理業 ~ 92 その他の事業サービス業 920 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (92 その他の事業サービス業) ~ 929 他に分類されない事業サービス業 9291 ディ스플레이業 9292 産業用設備洗浄業 9293 看板書き業	88 廃棄物処理業 ~ 92 その他の事業サービス業 920 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (92 その他の事業サービス業) ~ 929 他に分類されない事業サービス業 9291 ディ스플레이業 9292 産業用設備洗浄業 9293 看板書き業	

新<第13回改定>	旧<第12回改定>	備考
<p>9294 コールセンター業</p> <p>9299 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>93 政治・経済・文化団体</p> <p>94 宗教</p> <p>95 その他のサービス業</p> <p>96 外国公務</p> <p>大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)</p> <p>大分類 T-分類不能の産業</p>	<p>9299 他に分類されないその他の事業サービス業</p> <p>93 政治・経済・文化団体</p> <p>94 宗教</p> <p>95 その他のサービス業</p> <p>96 外国公務</p> <p>大分類 S-公務(他に分類されるものを除く)</p> <p>大分類 T-分類不能の産業</p>	<p>新設 (旧9299から)</p>